

専門論文

ヘリテイジツーリズムの擁護のための諸論調

—規範論的方向と実在論的方向—

Basic Directions of Heritage Tourism Studies Today:
Normative and Realistic

大橋 昭一

Shoichi Ohashi

和歌山大学客員教授、名誉教授

キーワード：ヘリテイジツーリズム、文化的ツーリズム、ツーリズム記号論

Key Words : heritage tourism, cultural tourism, tourism semiotics

Abstract :

This paper engages with the basic approaches for the problems of heritage tourism, which can be divided into two groups, normative and realistic. The two approaches are situated on a kind of dichotomy according as different concepts of value, while there is a notion that the protection of a heritage in a community or nation is not the same as the conservation of tradition.

I. はじめに—本稿の課題

ここでヘリテイジツーリズム (heritage tourism: 遺産ツーリズム) の擁護のための諸論調とは、次のようなヘリテイジツーリズムという概念の廃止論に対する反対論をいうものである(以下本稿でヘリテイジ(遺産)は、他の断わりのない限り、文化遺産、自然遺産、複合遺産を含むすべてをいう)。

この場合廃止論とは、例えばイギリス、サンダーライド大学のプレнтаイス(Richard Prentice)が2003年の論考(Prentice, 2003)で、少なくともイギリスでは、近年、ヘリテイジツーリズムにおいてヘリテイジと称して提示されているものには極めて雑多なものが多く、とてもヘリテイジと称することはできないものばかりである。故に、“ヘリテイジツーリズム”という概念を用いるのは止めて、“文化的(cultural)ツーリズム”と称するのが妥当であると主張しているものである。それは、要するに、ヘリテイジ概念の崩壊、無効化、従ってヘリテイジツーリズムという名称の変更が必要というものである(プレнтаイスの主張について詳しくは、大橋, 2023をみられたい)。

ちなみに、こうしたプレнтаイスの主張に類したものに、近年の動向としては、まず、ピエトロ(Pietro, L.D.)らの2018年の論考(Pietro et al., 2018)がある。そこでは「ヘリテイジツーリズムの定義では、過去の歴史に限定したものだけをいうこれまでの規定から脱して、現在では、文化的な資産(assets)、社会的な資産、自然の資産、各種の無形の資産など広範囲のもの

を含むものになっている」と提起され、さらにそれには今や、「ヘリテイジツーリズムのイノベーション的なもの(innovative form of heritage tourism)も含まれるという見解もあり」、(単に過去だけではなく)未来志向的な「創造的(創作的)なツーリズム(creative tourism)」も含まれるものになっている、と論じられている(Pietro et al., 2018, p.98: カッコ内は本稿筆者のもの、以下同様)。

また、“ヘリテイジ”そのものについてみると、例えばイギリスのマルコルム・デイヴィス(Malcolm-Davies, J., 2006)のように、本来、ヘリテイジは、少なくとも管理(management)の観点からは、次の3種に、すなわち「保存(preservation)」、「保守(conservation)」および「ヘリテイジ(heritage)(狭義)」に分けられるべきものであるとした上で、最後の「ヘリテイジ(狭義)」については、これを“マスマーケット前提の商品(product)”としてとらえ、運営上では、例えば“マーケティングの4P”、すなわち価格(price: 入場料や販売価格など)、展示物(product)、立地(place)、販売促進(promotion)が適用されるべきとしているものもある(Malcolm-Davies, 2006, pp. 163-178)。

こうした所論をみると、何よりもまず問題となるのは、ヘリテイジ、従ってヘリテイジツーリズムとは果たしてどのようなものをいうのか、ということであるが、その場合それは、いうまでもなく、“ヘリテイジツーリズム”か“文化的ツーリズム”かという名称の問題ではなく、実質、実体がどのようなものかという問題である。すなわち、ヘリテイジツーリズムとしては、ヘリテイジをヘリテイ

ジとして十全たる形で維持、保存することが必須の課題であるところの、ヘリテイジツーリズムのあり方が問われるものである。

本稿は、こうした観点、すなわちヘリテイジツーリズムについて、それをどのようによぶかは別にして、(旧来的)ヘリテイジツーリズム概念の廃止論に対する反対論を取り上げ、ヘリテイジツーリズムの実質的な存続、およびさらなる発展を主張する所論には、どのようなものがあるかについて考察することを課題とする。

ところで、この場合ヘリテイジツーリズムについてのこうした論究は、本稿筆者のみるところ、これまでのところ、2つの理論方向に大別される。

1つは、ヘリテイジツーリズムでは、ヘリテイジの保護 (protect) や保守 (conservation) と調和したツーリズムであることがなんらかの意味や程度で至上命令をなすとする方向のもので、こうしたものには例えば1976年、イコモス (ICOMOS: International Council on Monuments and Sites: 国際記念物遺跡会議) が提議した『文化的ツーリズム憲章』 (ICOMOS, 1976) で提起されているものがある。

本稿の考察観点からすると、何よりもまず、この憲章では、“文化的ツーリズム”という用語が使用されていることが強く注目される。ちなみに、“文化的ツーリズム”を提唱した前記のプレнтаイスの論考は、実は初公表が1994年で、2003年論考はその修正・改訂版たるものである(この点について詳しくは大橋, 2023をみられたい)。イコモスの上記憲章は1976年のものであり、1976年当時すでに“文化的ツーリズム”という名称の使用されていたことが示されている。

しかしそれは、本稿趣旨からみると、結論を先にいえば、プレнтаイスの場合と含意が異なる。例えば内容的には、ヘリテイジの存在を認め、その擁護を前提としたものであって、実体的にはヘリテイジの擁護論であり、促進論たるものと考えられる。

次に、一応この方向に沿ったものとして、2005年、オーストラリアの“ヘリテイジ委員会” (Australian Heritage Commission) を中心にまとめられた『ヘリテイジサイトにおける成功的ツーリズム』 (Australian Heritage Commission et al, 2005) がある。

さらに、学術論文としては例えば、エチオピアのアセファ (Temegsen Kasahun Assefa) による2013年の論著『エチオピア・ラリビアの岩窟教会群におけるヘリテイジツーリズムと遺跡擁護との調和』 (Assefa, 2013) において提起されているものがある。

これらのものは、集約的にいえば、(使われているツーリズムの名称のいかんを問わず) (今日における) “通常のヘリテイジツーリズム論の一般的な考え方” といっているものであり、以下本稿では“通常のヘリテイジツーリズム論方向” という。

これに対し今1つの方向のものに、オーストラリア・西シドニー大学のウォータートン (Emma Waterton) とイギリスのヨーク、セント・ジョン大学のワトソン (Steve Watson) の2014年の共著書『ヘリテイジツーリズムの記号論』 (Waterton & Watson, 2014) で提起さ

れているものがある。それは、端的には、ヘリテイジツーリズムにかかわるツーリズム提供者側およびツーリスト側の行動についての叙述的分析の試みに主眼があるものである。以下本稿では“ウォータートン/ワトソンの方向” という。

以上の2つ方向で注目されることは、根本的には両者が方法論的にやや別の立場のものになっていることである。学術論文としては前記のアセファの論考に代表される“通常のヘリテイジツーリズム論方向” では、ヘリテイジツーリズムはなんらかの形でヘリテイジ擁護との調和要請が指導基線となっており、一種の規範論的な論調のものとなっている。

これに対し後者のウォータートン/ワトソンの著では、基本的にはヘリテイジツーリズムの実際の事実を現実通りに描き分析することが指導基線をなし、現実論的な論調のものとなっている。

このような方法論的分类は、学問論では周知のところであるが、近年でも改めてこれを提示しているものに、例えば、次の2者がある。1つは、ジャファリ (Jafari, J., 2001) の試みで、ツーリズム理論には、まず次の4つの立場、すなわち、① (ツーリズムの) 肯定的促進的立場 (advocacy (positive))、② (ツーリズム発展に対する) 警告的疑問的立場 (cautionary (negative))、③ (上記①②両者の) 総合的適合的立場 (adaptancy (synthesis))、④ 科学的経験的事実解明的立場 (science (empirical, politically neutral)) があるとした上で、しかしこれらの4者は、③と④の2者に集約されるというものである (Jafari, 2001, cited in Smith, 2017, p.15)。

このことを学問一般について端的に表現したものに、ハーバード大学のケネディ (Kennedy, D., 2000) の試みがある。これは直接的には記号論に関連したものであるが、規範論的立場 (normative) と叙述的立場 (descriptive) の2種に分けるものである (Kennedy, 2000, p.1148)。

ただしこの場合、実際のヘリテイジツーリズム論における上記の2つの方向では、方法論的立場の相違は、本稿筆者のみるところ、根本的レベルにおける絶対的な違いというのではなく、論者によりニュアンスの違いがあるといわれる場合と類似のものであって、必ずしも方法論的差異が細部にわたってまで貫徹されているものではない。

例えば、いずれの方向においても、ヘリテイジ概念が維持され、ヘリテイジ擁護とヘリテイジツーリズムとの両立が規範論的に主張されているところなどがある。これは、本稿筆者のみるところ、要するに、ヘリテイジツーリズムでは、実際には、ヘリテイジの商品化の傾向を免れることができないが故に、なんらかの形でそれに抗すべきことが提起されることに由来する。従って本稿では、前記の方法論的立場の違いを考慮しつつ、基本的には、それぞれの特徴点を浮き彫りにすることを念頭において考察することを課題とする。

また、この2つの方向のいずれにおいても、“ヘリテイジツーリズム” とよぶか、“文化的ツーリズム” というかについては、

極めて弾力的な立場がとられている。既述のように、例えばイコモスの憲章では『文化的ツーリズム憲章』とよばれている。しかし、この場合を含めこれら2つの方向では、結論を先にいえば、使用用語のいかんを問わず、内容的にはヘリテイジの存在を認め、その擁護を前提としたものであって、プレнтаイス説とは含意が異なる。それは、確かにプレнтаイスの“文化的ツーリズム”という名称の先行例もしくは浸透例ではあるが、内容的には別種のものと思料する。

なお、この場合、ウォータートン／ワトソンの論著では何よりも記号論が分析原理となっていることが特色であり、本稿では上記趣旨に焦点をおいて改めて同論著を全面的に論究するものであるが、一部において前拙稿（大橋, 2019b, 2023）と重複する部分があることをお断わりしておきたい。

II. 通常のヘリテイジツーリズム論方向の概要

1. イコモスの『文化的ツーリズム憲章』の大綱

この憲章 (ICOMOS, 1976) では、冒頭の「序文」において、世界のツーリズム活動は強力な発展を続けているが、それに基づいてヘリテイジといわれるものへの影響は、肯定的なものも否定的なものも含めて大きくなっていることが提議され、その場合ヘリテイジサイト擁護のためには全世界的、全地球的な規模での努力が必要と訴えられている。このようにヘリテイジの（現に）存在すること（ヘリテイジ概念の存在すること）が前提とされ、続いて「基本的立場」という項が設けられて、まずツーリズム（一般）について規定がなされている。

すなわちツーリズム（一般）は、確かに人間的、社会的、文化的、経済的な事実ではあるが、不可逆的な作用をもたらすものでもあって、特にこのことはヘリテイジサイトにとって重大な意義をもつものと規定されている。その上で文化的ツーリズムについて次のように、すなわちそれは、「ツーリズム（一般）の中でも、その目的がなかんずく（ヘリテイジサイトについて個々のツーリストが）見出すもの（discovery）にあるという形（form）のもの」（ICOMOS, 1976, 下間訊, 1頁）と定義されている。

本稿筆者としては、これは次のようなものとして、すなわち、ヘリテイジツーリズムの理解については、これを個々のツーリストに任せ、全体としては文化的ツーリズムという用語が可とされているものと考え。すなわちこの文書では、既述のように、文化的ツーリズムという名称の先行性は認められるが、少なくともヘリテイジ概念そのものの否定論にはなっていない。

もともと、この場合なかんずく注目されるべきことは、少なくともこの文化的ツーリズムは、ヘリテイジの擁護にとって肯定的な積極的な作用もあるが、否定的な消極的な作用もあるところの、二面性があるものと定義されていることである。このため文化的ツーリズムによりヘリテイジサイトでは「否定的な、略奪的な（despoiling）あるいは破壊的な（destructive）な影響がもたらされることがある」とされ、故にこのことについて「容認される基準はどのようにして設定され実行されるかが課題になる」

と提議されている (ICOMOS, 1976, 下間訊, 3頁)。

ただしここで強く注目されることは、この文化的ツーリズムで優先されねばならないのは、何よりも、各種遺産の擁護であるとして、それ以外のことは、たとえ社会的、政治的もしくは経済的にいかに高く評価されるものであっても、上記の遺産擁護に並ぶものではないと明記されていることである。すなわちこの後段の規定は、考え方としては、明らかにプレнтаイスの文化的ツーリズム論とは別種のものである。それは、後にサステイナブル・ディベロップメントの実践的原理として注目されるものとなるトリプル・ボトムライン説に相当するものであり、この憲章ではそれも、ヘリテイジ擁護の優先性には及ばないという趣旨のものと思料される。

関連してツーリズム設備や関係サービス施設の設置についても、それらのものが各種遺産の擁護と競合する場合には、遺産の維持、擁護が優先されなくてはならない旨が規定されている。最後に以上のような“文化的ツーリズム”上の原則は、既発展国か発展途上国かに関係がないものであることが明示されている。というのは各種の「遺産が人類の運命にどのような関わり合いをもつかは、（当該国の発展程度のいかんを問わず）ツーリズムが等しく拡大する方向にあるすべての所において、まさに同一の事態にあるからである」（ICOMOS, 1976, 下間訊, 5頁参照）と提起し、終りの言葉とされている。

なおイコモスでは、メキシコで行われた1999年度総会で、『ツーリズムの危険のもとにあるヘリテイジ』という議長声明が出されている (Brooks, 2001による)。そこでは、旧来、憲章の主たる目的は、ヘリテイジ擁護に対するツーリズムの否定的な影響を減らす (minimising) ところにあるとされてきたが、これがやや変わって「この憲章は、ヘリテイジ擁護の主たる理由の1つが次のところに、すなわちヘリテイジ管理がすぐれた形で行われることによって、ヘリテイジの意義が、訪問ツーリストや地元コミュニティ・メンバーにより良く理解されるようになることにある」とされ、かつその上で、「ツーリズムにはヘリテイジ擁護に対し経済面で役立つところがあり、それを積極的肯定的なものとして評価する傾向が高まっている」とし、今後の指導原理となるものは「将来世代のためにツーリズム産業をサステイナブルなものとし、ヘリテイジ擁護を強めることである」と提議されている (Brooks, 2001, pp.1-2)。すなわちここでは、ヘリテイジ擁護とツーリズム進展との両立が比較的前面に出されているものになっている。

もとよりこれは、イコモスにおける原理的立場の変化を意味するものではない、と解すべきと考えられる。つまりこれは、ヘリテイジツーリズムのあり方の問題では、実際的には“ツーリズムの進展”と“ヘリテイジサイトの擁護”との釣り合いが最重要課題の1つとなることを改めて示したものであるが、もともとイコモスの『文化的ツーリズム憲章』としては、文化的ツーリズムという名のもとに、原理的には当然のことながら、両者の調和という観点よりも、“ヘリテイジサイト擁護の優先”という観

点にたつものであることが示されており、この点は1999年議長声明でも変わりがなくと解されるものである。

以上を確認し、次にオーストラリアのヘリテージ委員会主宰にかかわる『ヘリテージサイトにおける成功的ツーリズム』(Australian Heritage Commission et al., 2005)の特徴点を考察する。ここでは“ヘリテージサイトの擁護”と“ツーリズムの進展”との調和の上にとつところの、“ビジネスとしてのツーリズムの進展”という色彩が、解釈のいかんによっては、かなり強く認められることが特徴的である。ただしこれには、用語上においても、“ヘリテージツーリズム”から“文化的ツーリズム”への移行という意味合いは認められない。

2. オーストラリア・ヘリテージ委員会主宰の『ヘリテージサイトにおける成功的ツーリズム』の特徴的大要

この文書(Australian Heritage Commission et al., 2005)における主張の特徴点は、冒頭において次のように提議されているところにはっきり現われている。すなわち同文書は「一般には“ツーリズム進展とヘリテージサイト擁護とは両立しない(incompatibility)”とされているが、われわれは、ツーリズムがなしうるであろう貢献を強調することによって、この両立不能という命題を超えることを目指してきた。……(この点についていえば)関係するすべての方向にとって有益なる進展がなされる共通の土台が充分にあり、かつ、そのための大きなポテンシャル(much common ground and great potential)もある」(Australian Heritage Commission et al., 2005, p.i)と述べ、そしてこのようなヘリテージサイト擁護と両立するようなツーリズムは、これを“責任あるツーリズム”(responsible tourism)とよぶものとし、同文書はこうしたツーリズムのための原則とガイドラインを提示するものとしている。

まず、こうした原則とガイドラインとの直接対象となる当事者には次の3者があり、その特性ないし要件は下記のようなものとされている。

- ① ツーリズム業運営者 (tourism operators) : ツーリズム業は原則として私企業として運営されているものであるから、それは利益確保を必要とする一方、他企業との競争(時には協調)を強いられている。故に仕事上で効率と確実性を必要とするものである。
- ② ヘリテージ管理者 (heritage managers) : そもそも割り当てられた区域 (the places) について擁護の責任を負うものであるが、他方では、一般公衆が当該サイトに接近し入り込む場合にはそれが正当に行われるようにする義務と倫理観が必要とされるものである。
- ③ 当該コミュニティ (the community) : 多くのヘリテージサイトは当該コミュニティにとって重要な価値があるものであるから、コミュニティはヘリテージ訪問ツーリストの行為には強い関心がある。ツーリストの側では、当該コミュニティのニーズや希望などを承知し、それに即した行動をとることが望ましい。故に、例えば当該サイトの宗教的あるいは文化的な伝統に配慮し

た行為を必要とするものである。

この上で、「ヘリテージサイトにおける成功的ツーリズム」の原則として、次の8項目が提示されている(Australian Heritage Commission et al., 2005, pp.10-13)。もっともこれらは、“ツーリズムとヘリテージとのサステイナブルな実践 (sustainable practice in both tourism and heritage)”から導出されたと位置づけられているものであり、近年におけるサステイナブル・ディベロップメントに則したものとされている。ただしここで規定されている“ガイドライン”は、本稿では割愛した。

(1) 「ヘリテージサイトの重要性を認識すること」(recognize the importance of heritage places)。ここで注目されることは、“重要性”が(同文書)付記注釈文では“significance”(この用語は記号論で多用される基本的タームであることも考え、以下本稿では原語のまま示す)と表記され、例えば「significanceの認識・描写・理解・コミュニケーションは、ヘリテージサイト擁護と責任あるツーリズムとの本質的構成要素である」と規定されている。

(2) 「ヘリテージサイトに気を配ること」(look after heritage places)。ここではヘリテージサイト擁護とは当該サイトの自然的文化的なsignificanceを保持することとされ、そうしたヘリテージサイトの擁護が責任あるツーリズムの使命であるとされている。

(3) 「相互に有用なパートナーシップを発展させること」(develop mutually beneficial partnerships)。ここでパートナーシップの対象とされているものは、ツーリズム業運営者、ヘリテージサイト管理者、その他の事業関係者 (other businesses)、ローカルコミュニティズ、先住民 (indigenous people) で、パートナーシップ原理となるものは“サステイナブル・ツーリズム・オペレーション”であるとされている。

(4) 「ヘリテージ上の課題をビジネス上の計画化に組み入れること」(incorporate heritage issues into business planning)。ここで強調されていることは、「健全なビジネス計画化は、すべてのビジネス業務と同様に、成功的なヘリテージツーリズム業務の本質的土台 (the essential foundation) である」ということであり、さらに続けて「ビジネスとヘリテージの双方の目的を組み入れた単一のビジネス計画 (a business plan) は、ビジネス部門とヘリテージ部門との双方において支柱構築に使用されることができる」と述べられており、ここではヘリテージ管理においてビジネス性との調和をはかることの必要性が力説されている。

(5) 「人とサイトに資金を投じること」(invest in people and places)。この原則の付記注釈文では冒頭において「ヘリテージサイトを含んだツーリズムは、ヘリテージ資産 (assets) の保守、ならびに当該コミュニティの経済的社会的繁栄の両者に貢献すべきものである」ことが提議され、ヘリテージツーリズムは、当該ツーリズム地の経済的繁栄に共立的に貢献すべきことが明記されている。

続く下記の項目(6)～(7)は、こうしたビジネス志向性を補足したものといえる。ここには、この文書における強いビ

ネスとの調和志向性が認められる。故に本来は、以上とは別種の原則と位置づけられるべきものと思われるが、原文書どおり通し番号で紹介する。

(6)「生産物について責任をもってマーケティングをし、販売促進をすること」(market and promote product responsibly)。これの付記注釈文では、まず「ヘリテイジサイトの significance は、生産物のマーケティングとプロモーション(販売促進)において生産物がどのようなものとして受け止められるか(definition)についての土台となるものである」とし、ヘリテイジサイト管理において課題となるものは、要するに、マーケティングとプロモーションであると提議されている。

(7)「訪問客の経験が高品質のものであるようにすること」(provide high quality visitor experiences)。ここでは付記注釈文の冒頭において「ツーリズム客に対し楽しいかつ心を豊かにするような経験(enjoyable and enriching experience)を提供することは、ヘリテイジツーリズム従事者すべての目標である」と明記されている。

(8)「先住民の権利と義務を尊重すること」(respect Indigenous rights and obligations)。これは、付記注釈文では「先住民に関連してはそれぞれの地方(country)と特定サイトについて気を配る文化的義務がある。先住民はかれらの居住区(places)の significance についての第一次の情報源である」と述べられているものである。

イコモス文書およびオーストラリア・ヘリテイジ委員会文書についての特徴的大要は以上とし、次に一般研究者の見解をうかがうために、上記で一言したアセファの論著を取り上げる。このアセファの所論は、現代におけるヘリテイジツーリズム論の全般的動向を概述した上で、そのケーススタディとして、世界遺産であるエチオピア・ラビアの岩窟教会群をめぐる問題を論究したものである。ここでは本稿論点を中心に考察する。

3. アセファの所論

ヘリテイジツーリズムとは何かについて、まず一方では、アセファは「この分野ではヘリテイジツーリズムについて共通の定義(common definition)はない」と宣している(Assefa, 2013, p.9)。しかし他方では、自らの所論を進める上ではこれが必要とし、ヘリテイジツーリズムとは「通常、過去の有形物・無形物をツーリズム資源(tourism resources)として使用するもの」と規定されるとしている(Assefa, 2013, p.1)。これは、前述の2つの公文書における見解などと、基本的には同一方向のものと解される。

この上にあたってアセファは何よりも、ヘリテイジツーリズムには2つの意味もしくは効果があるとする。それは、端的にいえば“両刃の剣(a double-edged sword)”というべきもので、「一方では、経済的便益をもたらしつつ、ヘリテイジを正しい方向で保存すること、つまりヘリテイジの擁護に志向するものではあるが、他方では、ヘリテイジの商品化(commodification)を進め、ヘリテイジがそのためにのみ利用されることを進める」ものと提議さ

れるとする。

これは、アセファ論著ではヘリテイジツーリズムの二者対抗性(dichotomy)とも表現されているが(Assefa, 2013, p.2)、アセファ論著の中心点たる認識であって、例えばその論著要約(abstract)の冒頭において「“文化的ヘリテイジサイトの擁護(conserving cultural heritage sites)”と“ツーリズム発展の確保(ensuring tourism development)”との明白な二者対抗性」と表記されているものである。

ここには、アセファの所論が何よりも文化遺産を対象とするものであることが示されているが、もとよりこのことは、ヘリテイジすべてに妥当することであり、アセファは続いて、「この矛盾(contradiction)を揚棄し、ヘリテイジツーリズム進展とヘリテイジ擁護との調和(harmonization)をはかる、例えば理論的試みは、確かに行われてきているが、しかしこの調和を実現するための方策や戦略までも論究した文献は、ほとんどない」と述べており、ヘリテイジの存在・擁護とヘリテイジツーリズム進展との調和をはかることの研究こそが、現在におけるヘリテイジツーリズム論の最大の課題と提議されている。“ヘリテイジ擁護とヘリテイジツーリズム進展との調和”はアセファ論著のタイトルにもなっており、かれの理論的問題意識は、ヘリテイジの存在を前提に、その擁護に資するツーリズムの進展の追求に尽きるといい。

こうしたアセファ論著の問題意識は、本稿前2項で述べた公文書2冊と根本的には同一方向のものと解されるが、アセファはまず、ヘリテイジにかかわるこうした矛盾あるいは葛藤が起きるゆえんを解明しようとする。そしてそれは、原理的には次のところにあるとする。すなわちその根源は、ヘリテイジ擁護とヘリテイジツーリズムとが要するに“同一の資源(the same resource base)”を用いて異なった目的(purposes)を追求するものであるところにある。つまり、もともと両者は根本的には競合するものである、というのである。

これは、端的にはヘリテイジ擁護が、ヘリテイジ本来の内在的な(intrinsic)価値の維持という論理にたつものに対し、ツーリズム振興が、ヘリテイジを商品として利用するという(ヘリテイジにとって)非本来的な外部的な(extrinsic)価値の実現という欲求にたつ、という対立的なものであることをいうものである。

故にこの両者の調和は、両者が本質的に同じプリンシプルの上になつことによるのみ可能になる。それは今日では、両者が“サステナビリティの原則”になつことによってである。特にツーリズムが「サステナブル・ディベロップメントの原則になつときに両者は両立し、両者のトレードオフは終わる」(Assefa, 2013, p.3)とされている。

では、ここで“サステナブル・ツーリズム・ディベロップメント”とはどのようなものをいうか。それはこの論著ではさしあたり次のように、すなわち「ヘリテイジツーリズム目的とヘリテイジ擁護目的の両者を満足させるパートナーシップをいう」(Assefa, 2013, p.4)と定義されるものとされている。これは、サステナブル・ディ

ベロップメントの基本原則をいうものと解される（サスティナブル・ディベロップメントについては大橋, 2019a を見られたい）。

ところでこれは、具体的に考えれば、ステークホルダー同士の関係として問題になるものであるから、端的には「ツーリズムとヘリテイジ擁護にかかわる双方のステークホルダーたちが、ヘリテイジツーリズム進展とヘリテイジ擁護について共生的な (symbiotic) パートナースHIP 関係を持ち、それから生まれる相互的な便益を認識することが必要ということを要請するものであり、かつそれには、観光客たちの高度な経験の喜びと、当該コミュニティの希望も含まれている」(Assefa, 2013, p.12) と規定されるものとする。ここには、規範論的主張がはっきり認められる。

そしてこの場合ツーリズム進展とヘリテイジ擁護との調和にあたっては、次の3者がキーポイントになるとしている。それらは、行政上の選択行為 (political choices)、ステークホルダー同士の協力性 (collaboration of stakeholders)、関係コミュニティの態度についての理解の程度 (an understanding of local communities' attitude) である (Assefa, 2013, p.4)。

アセファのこの論著は、既述のように、ラビアの岩窟教会群をめぐる問題についてのケーススタディに重点があり、本稿で取り上げたのはそのいわば序説をなす理論的部分であるが、その結語部分においてアセファは、まとめ的に次のように書いている。

すなわち同書は、ヘリテイジツーリズムのヘリテイジに対するメリットとデメリットとの二重性について考察したものであるが、「この考察からツーリズム論者の間では、ヘリテイジツーリズムのこのような二重性の結果、ヘリテイジツーリズムとヘリテイジ擁護との調和をはかることが重要という認識が共通のものになっていることが明らかになっている」。しかし同時に「これまでのツーリズム研究で注目されるべきもののうちで実際に際立ったものの1つは、ヘリテイジツーリズムとヘリテイジ擁護の統合にあたっては、ローカル住民、観光客、ステークホルダーの観点からこれを行うことが肝要という認識が欠落していたことである」(Assefa, 2013, p.23) と書き、締めくくっている。

ここには現代ヘリテイジツーリズム論の通常的な考え方が総括的に提示されていると考えられる。本稿の問題意識でいえば、それはヘリテイジ概念の有効性の上に、ヘリテイジツーリズムの進展を図るという規範論的志向性を多かれ少なかれ内包するものである。このことを確認した上で、本稿冒頭で述べたように、次にウォータートン／ワトソンの実在論的記号論的ヘリテイジツーリズム論の概要を考察する。

Ⅲ. ウォータートン／ワトソンの方向の概要

1. ウォータートン／ワトソン説の概要

ウォータートン／ワトソンの2014年の共著書は、同書についての書評等 (Smith, 2016, 2017) も参考にして、結論を先にいえば、ツーリズム現象をいくつかの記号論領域 (semiotic landscapes) と

してとらえ、その上になつてこれまでの記号論的研究に対し理論的な整理、とらえ直し、補足、つまり記号論的研究の拡大が必要と提議し、そうした拡大されたツーリズム記号論の1分野としてヘリテイジツーリズムの事的分析を試みているのである。

この場合ベースになっているものは、一般に“情動的転回 (affective turn)”といわれるものである。それをウォータートン／ワトソンは、“エモーション (emotion)、パフォーマンス (performance)、エムボディメント (embodiment)、経験 (experience)”に志向するものと規定し、かつ、これまでの記号論が“表象理論 (representational)”とよばれるものであるのに対し、この情動を土台にした記号論は、これを“表象以上の理論 (more-than-representational)”とよび、ツーリズム論は、こうした“拡大された高度な記号論”に基づき分析されるべきことを主張している。

ただしこの場合、これまでの記号論の進展段階は、ウォータートン／ワトソンによると、総括的にはまず、“表象理論 (representational)”という段階と、“総称的表象以上の理論 (non-or more-than-representational)”という段階とに大別される。ここで後者の“総称的表象以上の理論”というものは、(上記の)“表象以上の理論 (more-than-representational)”と“非表象理論 (non-representational theory: NRT: 主としてスリフト (Nigel Thrift) により主張されているもの。これについて詳しくは大橋, 2021 を見られたい) との両者を含むものである。

前者の“表象理論”は、さらに“構造主義的理論 (structuralism)”と、“ポスト構造主義的理論 (post-structuralism)”とに分かれる (Waterton & Watson, 2014, p.4: 以上の諸点について詳しくは大橋, 2019b を参照されたい)。

ここで構造主義的理論とは、これまで一般通例的に記号論といわれてきたものの多くをいうものであるが、ウォータートン／ワトソンの書でその代表とされているものは、ソシュール (Saussure, F.) とパース (Peirce, C.S.) である。

この場合、ソシュール説とパース説とをくらべると、ソシュール説は記号現象をシグニファイアー (signifier: 端的には記号そのもの) とシグニファイド (signified: 記号で表象されるもの、端的には記号が示す意味) との2要素 (two part model of the sign) で示されるものとして、記号現象について、“表象 (representation)”という機能よりも、“シグニフィケーション (signification)”の機能を果たすものとしてとらえられていることを特徴とする。

これに対しパース説では、ソシュール説でシグニファイアーといわれる記号そのものが、“レプレゼンタメン (representamen)”として提示されており、パース説の方が“表象すなわちレプレゼンテーション”という趣旨にはより適合したものであるといえる。つまり、記号を何よりも“表象すなわちレプレゼンテーション”と考える場合には、パース説の方がより適切なものという位置づけになる。

この上になつてウォータートン／ワトソンは、ヘリテイジツー

リズムの基礎理論となるものが、(表象的すなわちレプレゼンテーション的な理論ではなくて)シグニフィケーションの理論であるとし、それを「シグニフィケーションの新しい理論 (a new theory of signification)」として改めて提示し (Waterton & Watson, 2014, pp.75-77)、ヘリテイジツーリズム論の出発点になるものとして提起している。

この場合この「シグニフィケーションの新しい理論」は、ウォータートン／ワトソンの書では、後述の「記憶する(させる)こと」の冒頭の第1命題として提示されているものであるが、本稿ではここで論述する。

2. シグニフィケーションの新しい理論

まず注意されるべきことは、ここでいうシグニフィケーションは、(通常の記号論説におけるような)記号の単なる表象という意味のものではなく、あくまでも、記号を知覚する人における身体的な意味づけ (signification) という意味におけるものであって、そうした意味において、それは「シグニフィケーションの新しい理論」とよばれることである。

この点についてウォータートン／ワトソンは、「(記号理論の)新しい見解を提示するために、ここにおいて、“シグニフィケーションの新しい理論”が提起される。それは、ヘリテイジツーリズムでは情動が中心的地位にあるという立場をとるものであり、この記号領域における主体的な解釈 (subjective interpretation) のみならず、人間の身体内部への刻印 (inscribing within the human body) を中心点におくものである」と定義している。

続いてさらに「これは、われわれが最も重点をおいているチャレンジたるものである。というは、こうした『記号論』、『情動』、『ヘリテイジ』、『ツーリズム』の4者を理論的に一体化する試みは、これまでにあったとしても、ごく稀であったからである」と特色づけている (Waterton & Watson, 2014, p.75)。

この場合土台的概念となるものは、“人間の身体内部への刻印”、すなわち“記憶する(させる)こと (remembering)”である。それは「ヘリテイジサイトについてのわれわれの情動的な反応を決定し形作る場所の、社会的に生み出される感情 (feeling) の構造を、概念的に把握し説明する確実な方法である」と規定されるものであり、かつこれは、理論的には、これまでの“レプレゼンテーションすなわち表象を中心にしたアプローチ”を拡大すると位置づけられるものである (Waterton & Watson, 2014, pp.75-77)。

ここには、ウォータートン／ワトソンのこの問題に対する基本的な考え方が集中的に示されている。そしてこの上になつて、“ヘリテイジツーリズム論の新しい考え方 (a new understanding)”が提示されている。それは、ウォータートン／ワトソン提唱の現代ヘリテイジツーリズム理論の具体的内容をなすものであるが、内容的には、次の4テーマに分かれるものである (Waterton & Watson, 2014, p.32ff.)。

[1] 「過去を記号化すること (signing the past)」、

[2] 「過去をマーケティングすること (marketing the past)」、

[3] 「記憶する(させる)こと (remembering)」、

[4] 「過去とともに生きること (living with the past)」。

ただし本稿では、この編成を踏まえつつ、ヘリテイジツーリズム論におけるその実際例の主なものについて、特徴的な諸点に限定して考察するものである。ウォータートン／ワトソンの見解によれば、それらはかれらのいう“新しい記号理論”について、生成の要因・過程を解明したものである (Waterton & Watson, 2014, pp.76-77)。また各テーマはいくつかの小見出しに分かれるが、ここではこの小見出しを命題とよぶ。

3. 「過去を記号化すること」

このテーマにおいてウォータートン／ワトソンが提示する第1の命題は、「文化的コンテキストと文化的過程 (cultural context and cultural process)」というものである。そして最初に、マキャネル (MacCannell, D.) が、ヘリテイジサイトでも自らの力だけで (self-proclaiming powers) ツーリズム上で有名になったものはそれほど多くないと述べているところを引用している (MacCannell, 1999, cited in Waterton & Watson, 2014, p.33)。

これに基づくと、要するにあるサイトがヘリテイジサイトとして認められるのは、多くの場合なんらかの一般文化的要因によるということになる。これはすなわち、ウォータートン／ワトソンによると、表象的なものとして認められる行為や過程をいうものである。換言すればそれは、なんらかの記号論的な“表象コード化 (representational codification)”の過程であり、そしてそれは、現代の記号論的な特徴づけでいえば、“表象以上の理論”的な所作といわれるものである (Waterton & Watson, 2014, p.33)。

この場合、それはどのような性格のものであったか。ここで注目されることは、マキャネルがすでに、こうしたヘリテイジサイトの認知は、なんらかの形における“オーソライズ”という形で始まるものが多いと指摘していることである。そしてこれをウォータートン／ワトソンは、なんらかの“ナショナル・アイデンティティ (national identity)”の形成・促進という意味合いのものと解される場合が多いと提議している。

これはマキャネルの場合、有名な“サイトの神聖化 (sight sacralization)”の命題 (MacCannell, 1999, p.43) と照応するものである。これは、ローズ (Rose, M., 2002) のように、さらに進んで、国のヘゲモニーの確立・擁護の進展過程としてとらえているものもある (cited in Waterton & Watson, 2014, p.33)。

要するにここで、ウォータートン／ワトソンが指摘せんとしていることは、ヘリテイジ、従ってヘリテイジツーリズムでは、公的なものに依存し、それを重視する傾向があることであつて、国によるヘゲモニーの確立・擁護の進展に対して批判的に注視すべきものがあるということである。ここには、ヘリテイジツーリズムの本質についての、ウォータートン／ワトソンの基本的見解の1つが提示されていると解されうるが、この点は、次の命題

と関連している。

それは、第2の命題として提示されている「ヘリテイジツーリズムの系図 (the genealogies of heritage tourism)」というものである (Waterton & Watson, 2014, pp.37-45)。ここでウォータートン／ワトソンが言わんとするところは、ヘリテイジツーリズムでは、歴史的系譜についての研究から導出される意義が肝要性をもつということである。そこでまず、2001年のハーベイ (Harvey, D.C., 2001) の所論が引用されている。

ハーベイによると、ヘリテイジは要するに、(国や地域の) アイデンティティ、パワー、オーソリティを生み出す上で有用なものであり、しかも長い歴史、つまり系図があるものと規定される。そこでウォータートン／ワトソンは、こうした系図の理解には、記号論的には旧来の“表象理論”にとどまらず“表象以上の理論”にまで進むことが必要であり、それらのものは多くが「明白に歴史的かつ政治的な目的を持つ」と規定されるものとする (Waterton & Watson, 2014, p.39)。

しかもこうしたことは、多くの国で見られるものである。というのはそれは、セルビー (Selby, M., 2010) のいうように、知識の交流により進むと解されるからである。知識の交流はもともと多くの分野で進むものであるが、ツーリズム関連分野では特に顕著である。というのは、ツーリズムでは新規な所に旅行することが多いため、それが高度に強いものになるからである。こうしてヘリテイジツーリズムにおける(国や地域の) アイデンティティ志向性は、さらに強いものとなると、ウォータートン／ワトソンはいうのである (Waterton & Watson, 2014, p.40)。

そこで、こうした傾向に対処するためにも、ウォータートン／ワトソンが第3の命題として挙げているものは、「一見に如かず: ヘリテイジ誘因物と見ること (seeing is believing: heritage attractions and visibility)」というものである (Waterton & Watson, 2014, pp.45-50)。ヘリテイジツーリズムを含めツーリズムでは、要するに「見ることによって決まる」ものであるというのである。

これは、ウォータートン／ワトソンによると、もともとマキャーネルなどにおいて「本物性 (authenticity)」として論議されているものであるが、「しかしそれには、オリジナル性は一時的なもの (fugitive) であって、それを求めて動くツーリストの側からいえば、(ツーリズムの発展とともに) ツーリストから必然的に遠ざかる (in retreat) という問題」があるものであることが注意されるべきであると指摘されている (Waterton & Watson, 2014, p.46)。

いずれにしろツーリズムでは、ビジュアルリティといっても、説明 (interpretation) とそのコンテキストによって決まる程度が高い。しかしビジュアルリティの追求は、他のものを締め出し、否定することでもあるから、結局は、広い意味での表象の方法が進められ、旧来の“表象的な方法”を超える考え方が決り手になることが多い、というのである (Waterton & Watson, 2014, p.50)。

以上を総括的にみると、「過去を記号化すること」でウォータートン／ワトソンが指摘している指導原理的なものには、要するに、2つのものがある。1つは、国の権威を高め、それ

に多くを依存するというナショナル性志向というべきものである。今1つは、ヘリテイジはとにかく見ることをいう観点にたつて誘因性を向上させるところの、マーケティング志向的なものである。

故にこのためには、いずれにしろ旧来の「表象的な方法を超える考え方」が必要ということが強調されるものとなっている。ただしこの上記2者は、本稿後段では「ヘリテイジ志向性」と「マーケティング志向性」として提起されているものに相応する。その原型がここに示されているのである。そこで次に、「マーケティング志向性」に焦点をおいた上記テーマ〔2〕を考察する。

4. 「過去をマーケティングすること」

ウォータートン／ワトソンは、このテーマの冒頭において、「今や記号論では、広告・宣伝と消費者行動の研究を含むことが通常のこととなっているように見える。それは、立脚点が構造主義的理論にあるか、ポスト構造主義的理論にあるか、あるいは、より最近の考え方にあるかを問わない」と述べ、さらに「ヘリテイジツーリズムの記号論を扱う文献では、どのようなものであれ、記号論とマーケティングとの間にはかなりはっきりした関係があるとして、このことについて論究することが、今や当然のものになっている。それは、広告・宣伝やブランディングのメディアに関連して実にしばしば現れているものであるが、こうしたことをせざるを得ない強い時代的要因もある」(Waterton & Watson, 2014, p.53) と提議している。

それ故、ヘリテイジツーリズムについても、それはこれまでは伝統的に単にサービス経済部門の1つと考えられがちであったものであるが、今やそれを超え、サービス活動を含む経験経済の1分野と考えられるものになっていると論じている (Waterton & Watson, 2014, pp.53-54)。

この上になつてこの領域で提起されるものに、次の命題があるとする。第1の命題は、「ディスコースとマーケティング・ナラティブ (discourse and the marketing narratives)」である (Waterton & Watson, 2014, pp.54-57)。ここでディスコースとナラティブとは、理論系譜的にはフォーコー説に由来するものであるが、ウォータートン／ワトソンは、ヘリテイジツーリズムにおいて「ディスコースとマーケティング・ナラティブにおいて要点になるものは、当該サイトに特有な要因とそれ以外の地域的要因について、ツーリストの知覚に影響し、それを形成するに作用するすべてのナラティブであって、その際ツーリストの知覚は、単に当該サイトに滞在中のものだけではなく、そこを去った後も長く続くものを含む」(Waterton & Watson, 2014, p.56) と規定されるものとしている。

それは具体的には、サイトなどの準備と一般公開に関連して行われる記号表象的な作業や活動において、形式上もしくは実体上で必要なものをいい、それには食堂や土産物店のような補完的施設も含まれる。従ってここでは、記号論上におけるヘリテイジのいわば範囲が確定されている。そしてこうしたものが、どのような内容あるいは性格のものであるかは次の命

題以降で論じられる。

すなわち、第2の命題は、「記号論とヘリテイジ製品 (semiotics and the heritage products)」である (Waterton & Watson, 2014, pp.57-60)。ここではヘリテイジは、製品つまり商品 (commodity) として現れる。この命題の冒頭においてウォータートン／ワトソンは、「マーケティング概念としての製品開発の考え方は、ツーリスト価値というツーリズム誘因物の概念と密接に結び付いている。……それは、ツーリストにおいて価値消費の感覚を生み、ツーリズム事業者に収益をもたらす根源になる」(Waterton & Watson, 2014, p.57) とし、ヘリテイジがツーリズム商品となり、ツーリズム事業の収益源泉となるゆえんを指摘している。

こうした意味においてヘリテイジがツーリズム事業の対象となったのは、ウォータートン／ワトソンによると、制度的には19世紀末で、ツーリズム事業の大衆化と照応している。故に「今日では、ヘリテイジをこうした(レジャー・享楽志向的な)ツーリズムから分離するようなことはほとんど不可能である」(Waterton & Watson, 2014, p.58) と論じている。

換言すればここには、ヘリテイジツーリズムの二重性が指摘されている。この点はいうまでもなく、ソシユール説に由来することを改めて感じさせるものであるが、ウォータートン／ワトソンは「ヘリテイジツーリズムにおける製品は、消費者側において知覚されたところの、一連の活動のシグニファイアーである」(Waterton & Watson, 2014, p.59) と書いている。

第3の命題は、「ヘリテイジツーリズムとマーケティング・ナラティブ (heritage tourism and narratives)」である (Waterton & Watson, 2014, pp.60-63)。ここでウォータートン／ワトソンは、既述の“知識の交流”的観点に依拠し、結論的にヘリテイジツーリズムは、“ヘリテイジ志向性”と“マーケティング志向性”との、相互に矛盾した2つの方向性を内蔵するものと規定し、そのいずれが優先するかは、それぞれの状況においてそれぞれのツーリストにより決まるものとしている。

この上にあたって、こうしたヘリテイジツーリズムにおける矛盾は、最近では、例えば2008年、フェアクラフ (Fairclough, N., 2008) により相互矛盾・相互対抗的な原理として提起されている“インターテクスチュアリティ (intertextuality) の理論”として論究されているものに相当するとし (Waterton & Watson, 2014, p.63)、ヘリテイジツーリズムでも同様な“インターテクスチュアリティ”があるとしている。そしてこれは、ヘリテイジツーリズムにおけるヘリテイジ志向性とマーケティング志向性との関連を理解するキーになるものとしめくくっている。

第4の命題は、「マーケティング・ナラティブの組織 (the organization of marketing narratives)」である (Waterton & Watson, 2014, pp.63-68)。これは要するに、これまでのヘリテイジに関するマーケティング・ナラティブが体制擁護的なものに偏った観点からなされてきたことを指摘し、それは必ずしも真実の姿を伝えたものではなかったことを提議しているものである。この命題の冒頭では、マーケティング・ナラティブというものは「支配的イデ

オロジーに始まって被支配的なもののレシピエントに至るまでを直線的に並べた人工的展示物というようなものではない。これは力説に値するものである」(Waterton & Watson, 2014, p.63) と述べられている。これは、この命題におけるかれらの指導原理たるものである。

ウォータートン／ワトソンの「ヘリテイジツーリズム論」の真の性格は、ここに示されているといえるが、このことは、例えば現代化の始まりとなった産業革命についてかれらが、次のように、すなわち、これについてのこれまでの試みは、技術進歩を示すだけのものに限られ、貧富の格差問題など真の社会経済の姿を明らかにしたものはほとんどなかったと論じ、さらに、「産業革命の政治や、さらに広く19世紀の政治(の実態)は、客観性保持という名目のもとに隠蔽されてきた。……反動的な立場や政治的意向のものは、産業的ヘリテイジのディスコースでは取り上げられてこなかった」(Waterton & Watson, 2014, p.68) と述べているところに、はっきり示されている。

故にここで強く注目されるべきことは、ウォータートン／ワトソンのヘリテイジツーリズム論は、単なる記号論的解釈の試みではなく、内容的には旧来的理論に対する批判を内包するものと規定されることである。さらにこの点については、資本主義体制批判的な“批判的記号論”も、生成の基本要因によれば、ここで論じられている“表象以上の理論”と同質なものとして位置づけられるものであることが注目される(この点について詳しくは大橋, 2018をみられたい)。

つまり改めていえば、ウォータートン／ワトソンによれば、“表象以上の理論”は、こうしたものとして規定されることを必要とするのである。ただしその場合、ヘリテイジツーリズムでもマーケティングの機能が重視されることが注意されるべきである (Waterton & Watson, 2014, p.73)。

第5の命題は、「ツーリズム地に現にあること (being there)」である (Waterton & Watson, 2014, pp.68-73)。これは、ツーリズムではとにかくツーリズム地に行き見聞などをする行為であるから、なんらかの程度において現地での体験行為を伴うことをいうものである。それは“パフォーマンス的転回 (performative turn)”といわれるものであり、この命題は、こうした点からもツーリズムは“表象以上の理論”が妥当することをいうものである。ウォータートン／ワトソンが現代ヘリテイジツーリズム記号論として挙げている4テーマのうち、[1] [2] は以上とし、次に [3] [4] について考察する。

5. 「記憶する(させる)こと」

この部分の第1の命題は、既述の「シグニフィケーションの新しい理論」である。続いて第2の命題として「身体に刻印された記憶 (embodied remembering)」が提示され (Waterton & Watson, 2014, pp.77-85)、その上において第3の命題として「記憶と写真 (remembering and photography)」が提起されている (Waterton & Watson, 2014, pp.85-97)。ここではまず第2の命題を取り上げる。

これはウォータートン／ワトソンがかなり重点をおいているものである。

第2の命題である「身体に刻印された記憶」に関し提起されていることは、大別すると3点ある。第1点はメモリ(memory)とは何か論じられているものである。ウォータートン／ワトソンはこの点では、まず、“メモリ学”(memory studies)というものがあると宣し、それは大略的には歴史学(history)、神経生物学(neurobiology)、認知心理学(cognitive psychology)、哲学(philosophy)、文学(literature)、法律学(law)、教育学(education)、建築学(architecture)、社会学(sociology)、地理学(geography)、人類学(anthropology)に関係した多様なパースペクティブと立脚点を持つものと規定されるとしているが(Waterton & Watson, 2014, p.77)、実際には次の2人の論者が注目されるべきものとしている。すなわち、コンナートン(Connerton, P.)とノラ(Nora, P.)である。

この上にたってウォータートン／ワトソンは、メモリについて、それは「かなり以前からこの分野の土台的概念(foundational concept)として認められてきたものである」と規定し、そしてヘリテイジサイトなどは、例えばエデンソー(Tim Edensor)では、“メモリスケープ(memoryscape)とよばれていると紹介している(Waterton & Watson, 2014, p.78)。

「身体に刻印された記憶」に関しウォータートン／ワトソンが提起している第2点は、記憶の対象となるものがどのようなのかを分析し、提示している点である。この点についてかれらは、“記号論的ランドスケープ”(semiotic landscape)を広くとると、対象となるものは“広範なるメモリ事業”(broader memory projects)であり、そしてそれは具体的には、例えば絵葉書、土産物、写真、案内パンフレットなどであるとし、次のようにコメントしている。

すなわち、これらのものには、ヘリテイジツーリズムがもつところの、底流にある政治的メッセージやイデオロギー的含意をもつものであることが多く、それらは記号論的ランドスケープの分析の対象になるものである。事実、「集団的なメモリ(collective memories)の形成・維持の上でどのような役割は果たしてきたかという観点から分析がなされてきたことがあるものである」と提議している。ただしこうしたことは、記号論的には、本来、ポスト構造主義において問題となるものであると、注釈している(Waterton & Watson, 2014, p.79)。

しかし現在では、以上の考え方は一歩進めて、既述で一言した“総称的表象以上の理論”のレベルで問題が問われられなくてはならないとする(Waterton & Watson, 2014, p.80ff.)。これが「身体に刻印された記憶」に関する第3点である。

“総称的表象以上の理論”は、要するに記号現象を、人間の行動すなわち情動に視点を置いてとらえようとするものであり、ここで「身体に刻印された記憶」とされていること自体が、すでにこれを予示しているものである。ウォータートン／ワトソンはこれを「ポスト構造主義からの一層急進的な決別(more

radical break)」と称し、それは別言すれば、「それぞれのヘリテイジ場所、ランドスケープ、サイトおよび体験においてはすべて、過去と現在とが同時に存在すると考える」ことをいうものと提議している。

それ故、ヘリテイジツーリズムは、過去と現在との知覚(perception)、過去のものへの反作用(reaction)が、エモーションとメモリ(もしくは身体に刻印された記憶)との再帰的諸関係(reflexive relationships:“再帰的”については大橋, 2002を見られたい)によって燃え立たされるものと規定される(Waterton & Watson, 2014, p.81)。

さらにそれは、少なくとも現在では、圧倒的多くの人が、そのサイトへ旅行することによって可能になるものであるから、一言でいえば、今や「ヘリテイジはマスの的に生み出されるメモリ(mass-produced memory)とっていいものであり、かつそれは、個々の人間の身体的経験(bodily experiences)という形で意味あるものになる」と規定されるが、それには他のツーリストの存在により起きる体験も含まれると付言されている(Waterton & Watson, 2014, pp.82-83)。

かくてヘリテイジサイトは、今やこのようなものとして、つまりマスのエモーションと情動の場と考えられるべきものとされる。これこそは、ウォータートン／ワトソンが「シグニフィケーションの新しい理論」とよぶものの内実であるが、これについては、例えばクロウチ(Crouch, D.)のように、「ヘリテイジは、パフォーマンス・ダイナミズム(performative dynamism)で動いている。絶えず動いている」と評しているものもあることが紹介されている(Crouch, D.2010, cited in Waterton & Watson, 2014, p.85)。

この上にたってウォータートン／ワトソンは、ヘリテイジツーリズムについて、(旧来の)“表象的な考え方”と対比させて、“総称的表象以上の理論”をもって考える場合にキーとなるものは、こうしたサイトにおけるツーリストたちの写真撮影激増の問題であると、その分析を試みている。

6. 「記憶すること」と「写真を撮ること」

この点についてウォータートン／ワトソンは、エドワーズ(Edwards, E., 2012)の見解に依拠し、情動は物や対象(object)を通じて発現するとし、少なくとも現在のヘリテイジツーリズムでは「感覚的経験を発現させて、記憶を回復させ、ツーリズムサイトに改めて息を吹き込ませる用具となるものは、カメラである」と提議し、カメラは、単に風景などを記録するだけのものではなく、状況を再現する機能をもつものであり、身体的動作を拡大させるところに特色があるものと、規定する。

その上にたってカメラは「ツーリストについて、単に受動的に見るだけのもの(passive viewer)から、積極的に状況を指揮するもの(active director)に変貌させるものであるが故に、『身体に刻印された記憶』の問題は、多くがツーリストの写真撮影によって解明されると位置づけられるとしている」(Waterton & Watson, 2014, pp.86-87)。

今日のツーリズムでは、写真を撮ることが不可欠な一体的なものとなっているが、ウォータートン／ワトソンは、現代のツーリズムでは、ヘリテイジツーリズムを含め、自らカメラを持参し写真を撮ること（端的には、撮りまくること）が当然のことになっていることを特に強調し、それが現代ツーリズムのいわば本質的な現象的特色であるとしている。写真撮影は、旧来では概ね、見ることや記録することに力点をおくものが多かったが、ウォータートン／ワトソンは、これを「身体化された記憶 (embodied remembering)」の行為としてとらえられるべきものとし、かつ、ヘリテイジツーリズムと記憶という点では、写真撮影に焦点をおいて考察することが最上の方法と提議している (Waterton & Watson, 2014, p.97)。

しかしこの点については、ウォータートン／ワトソンがこの上になつて、ヘリテイジツーリズムに関して、次のように特色づけられるものと規定していることが強く注目される。すなわち、まず、こうした写真撮影行為には「遍在的なものであると同時に、極めて個人的行為という矛盾」がある。つまりそれには、「広い形でイメージ作成が行われるという民主化的方向と、限られた者しかすることができないものという矛盾」が内包されている。何よりも注目すべき点は、「それによってツーリズム地について（公的なものではない）私的な代表化が進められ、こうした形で国民的アイデンティティや国家的歴史についてのアイデンティティを深化し強化すること」が行われることである。そしてその根源は「ツーリズム地について意味を分有するという社会的構成にある」 (Waterton & Watson, 2014, pp.87-88) というのである。

ウォータートン／ワトソンのこうした主張点は、既述のように他の個所でもみられるものであるが、この点は、本稿次項「おわりに一結びにかえて」で言及するポルトガルのフォーチュナ (Fortuna, C.) の 2013 年論考 (Fortuna, 2013) における所論と関連するものである。

7. 「過去とともに生きること」

ここでの問題は、日常生活とヘリテイジツーリズムとはどのように両立したものになるかということである。そのための命題は、第 1 に「場所における記号論：日常生活の対象と経験 (semiotics in place: everyday objects and experiences)」である (Waterton & Watson, 2014, pp.99-107)。その中核的論旨は、これらの日常生活上の対象やイメージには、ヘリテイジに関する文献、あるいはそれに基づく用品などによりヘリテイジ表象的なものになっているものなどがあり、ヘリテイジで日常生活に浸み込んでいるものがある、ということである。

それ故第 2 の命題は「一時的な深さの感覚 (the feeling of temporal depth)」であり (Waterton & Watson, 2014, pp. 103-105)、続いて第 3 の命題として「こちらとあちらとの違いの解消 (de-differentiating her and there)」が論じられ (Waterton & Watson, 2014, pp.105-107)、最後に (第 4 命題)「ヘリテイジツーリズムにおける強い関心性と無関心性 (intensity and indifference in heritage

tourism)」が論題となっている (Waterton & Watson, 2014, pp. 107-115)。

V. おわりに一結語にかえて

ヘリテイジツーリズムに関する文書・文献には、多くのものがある。本稿は代表的なもののみを取り上げたものであるが、こうした文書・文献には、基本的にもと、主眼がヘリテイジの擁護もしくはそれとヘリテイジツーリズムとの調和に図ることを主眼とするものと、ヘリテイジツーリズムの実際の現実を事実通りに描き分析するところにあるものがある。本稿ではこの次第を明らかにすることができたものと考えられる。

この関連において次の 2 点を書き添えておきたい。第 1 に、イギリス・マンチェスター・メトロポリタン大学のグッドウィン (Goodwin, H.) が、ヘリテイジの運営では要するに維持費用の捻出 (funding) が課題となるから、「ヘリテイジの運営では商業化 (commercialization) が本質的課題になる」とし、それ相応なマスツーリズムが必須になると提議していることである (Goodwin, 2016, pp.163-164)。この点は、前記オーストラリア・ヘリテイジ委員会主宰の文書における「責任あるツーリズム」論と根本的に軌を同じくするもので、「責任あるツーリズム」にはこうした “responsible” も含まれていることを示すものと解される。

第 2 に、本稿では論究対象とはしていないが、本稿論述から原理的に注目されるものに、前記で一言したフォーチュナの所論 (Fortuna, 2013) があることである。フォーチュナは、ヘリテイジを守ること (preserve) は、(当該地域の) 文化的伝統 (cultural tradition) を守ることと必ずしも同じことではない、というテーゼを提議し、「ヘリテイジ擁護の主張には、それ自体として独自の理念や考え方 (institutional autonomy) があり、それは当該の国やコミュニティの社会的文化的伝統 (socio-cultural tradition) を擁護することと必ずしも同じことではない。両者は、混同されてはならない」 (Fortuna, 2013, p.2) と力説している。

つまりフォーチュナは、ヘリテイジは確かなんらかの文化的遺産ではあるが、当該地の (少なくとも現在の意義がある) 土着の伝統的遺産であるとは限らないというのである。これは、旧植民地などでは大いにありうることであり、“文化の転換” といってもいい事態であるが、このように考えると同じようなことはわが国でもあった。例えば“仏教伝来” や、逆の“廃佛毀釈” などはそうであったといえる。

これは、現代におけるヘリテイジツーリズムの本質に迫るものであるが、ここに、本稿冒頭で述べたところの、ブレンタイズなどが“ヘリテイジツーリズム” といわずに“文化的ツーリズム” というべきことを主張している、1 つのゆえんがあるとも考えられる。しかし本稿では、この点は指摘するにとどめる。詳しくは前掲拙稿 (大橋, 2023) を見られたい。

本稿としては、以上において取り上げた文書・文献の中では、現代のヘリテイジツーリズム論としては、ウォータートン／ワトソンの書がツーリズム理論全体の立場からも大いに注目されるべきものと考えられる。最後に同書に対してどのような論評があるか

に関連して本稿筆者の見解を述べ、結びの言葉とする。

ウォータートン／ワトソンの書に対する書評において、例えばスターリング (Sterling, C.) は、次のように述べている (Sterling, 2014, pp.1-11)。すなわち一方では、ウォータートン／ワトソンの同書はヘリテイジツーリズムに関し「過去を商品化し、マーケティングするものであるとし、これに対して鋭い検討を提示している。……何よりも特筆すべきことは、ヘリテイジツーリズムについて圧倒的な理論的刺激 (theoretical provocation) の書となっていることである」と高く評価している。

しかし他方では問題点として、個別的な点としては、まずツーリストにおける写真撮影の意味が高くとらえ過ぎになっているのではないかと指摘している。さらに理論的には、例えば情動とエモーションとが同義と扱われている点などに問題があるという。ちなみにこの両者は、スターリングによると、マッスミ (Massumi, B., 2002) などでは別概念とされている。故にスターリングとしては、要するに、「ツーリストが写真撮影に一生懸命であること、ヘリテイジであること、記憶する (させる) こと、および情動、との間における複雑な相互関係を解明するには (ウォータートン／ワトソンとは) 異なった方法とアプローチが必要と考える」 (Sterling, 2014, p.7) と論評している。

これらのうち、例えば写真撮影の評価の問題は、実は、ウォータートン／ワトソンの書では、最後の「(全体的) 結語 (conclusion) の章」 (Waterton & Watson, 2014, pp.117-123) において再度論述されているものである。それによると、写真撮影について「われわれの見解では、写真撮影の価値は次のところにある。すなわちそれは、表象すなわちレプレゼンテーション的なものが、パフォーマンス的かつ情動的なものと結び付けられるボディ化行為 (embodied act) として位置づけられるところにある。写真撮影は、人々がヘリテイジサイトでとる行動の仕方や、かれらがこの種のサイトでどのような反応行動をするかについて考察することのための豊かなデータを提供するのである」。これは、端的には一般に、「写真への転回 (turn to photography)」とよばれているものである、としている (Waterton & Watson, 2014, p.122)。

ちなみに、記号論で世界的に著名なガッターリ (Gattari, F.) は1996年に、直接的には非表象的理論についてであるが、非表象的理論は、情動について、それは言語 (language) の域を超えるところに独自性があるものと規定している (cited in Hutta, 2015, p.295)。つまり情動は、例えば「これはすごい」とか「感じ入った」という感嘆的表現を含む感情の発露であるというのである。カメラで写真を撮りまくる行為は、その見聞行為が言語 (いわゆる筆舌) の域を超えことを示すと理解されうるものである。

本稿筆者としては、ツーリズム理論および記号理論としてここに着目したウォータートン／ワトソンの試みは、高く評価されるものとする。この点以外においてもかれらのこの書は、ツーリズム論上でも卓越した見解を提示しており、今後の研究はこれをふまえることが不可欠と位置づけられるべきものとする。

もっとも写真撮影の問題は、今日ではさらに進展し普及したのものとなっており、これまでとは質的に異なったレベルのものになっているととらえることが肝要と考える。というのは、近年ではスマートフォンによる撮影行為が広く定着していることに着目せざるを得ないからである。カメラの場合には、それを別途持参し、特段に構えて写すものという意識であったのに対し、スマートフォンは常時持ち歩くものであるが故に、その撮影行為は特別な行為とは意識されず、日常的な目で見える行為、もしくは単なるコピー行為という感覚、あるいはその無意識的な延長という感覚のもとにあるものと思われる。

これには記号論的にも、旧来のカメラ前提の場合と明らかに別の説明が必要である。カメラによる撮影は特段な情動的な行為であったとしても、スマートフォン撮影は日常的な目でみる行為、少なくともその単なる延長行為とみるべきもののように思われる。こうした点を考えると、ウォータートン／ワトソンが写真撮影行為の意味を指摘した意義は十分に認められるが、さらに進んだ理論的解明が必要であるように思われる。

ちなみにウォータートン／ワトソンは、上記の「(全体的) 結語の章」において、これまでのアカデミックな研究の中でも、(公的機関により) “オーソライズドされたヘリテージ・ディスコース (Authorized Heritage Discourse) やそれに依拠した研究” は結構あったが、しかし「この種の研究では、この先どのように進むかは明らかになっていない。……また、例えばヘリテイジに関して“総称的な表象以上の理論”を適用するものでも、最初はパフォーマンス的、後には情動とエモーションが先導的なものとなってきたが、その理論的前進がなんらかの特定ポイントに達していると想定することはできないのであり、今後のあり方はとにかく不明である」 (Waterton & Watson, 2014, p.120) と述べている。

ウォータートン／ワトソンの試みは、いわばこうした限界として指摘される範囲内にあるもので、この限界を超えたものとはいえない難いと思料する。そうした限界を超えたところの、特にフォーチュナ提議の論点を斟酌したところの、本格的なヘリテイジツーリズム論が一日も早く提起されることが望まれる。その場合ヘリテイジツーリズム論では、ツーリズム目的物のヘリテイジ価値性に基づき、その擁護の視点がなんらかの形で必須と考える。たとえ実在論的立場のものであっても、この点は不可欠であって、この点をどのように理論的に位置づけるかがキーポイントになると考えられる。

さらにこの点については、記号論的には、すでに1930年ボロシノフ (Voloshinov, V.N., 1930) により、次のことが指摘されている。すなわち、記号の中には、意味や効果が多義的な (multi-acculturality) ものがあり、解釈や行動で争いが生まれるものがある。そうした場合には社会的に一致した解釈・行動 (the sign accentual) が必要とされ、社会的になんらかの方策が採られる。例えばイデオロギーとはそうしたものである、というものである (cited in Threadgold, 1986, p.23)。例えば、本稿冒頭で紹介したプレントアイスの“文化ツーリズム論”などは、こうしたもの

の1つとみることができる。本稿では、この点を結びの言葉とする。

(参考文献)

- Assefa, T.K. (2013), *Harmonizing heritage tourism and conservation in the Rock-Hewn Churches of Lalibela, Ethiopia*, National Graduate Institute for Policy Studies.
- Australian Heritage Commission et al. (2005), *Successful tourism at heritage places*, retrieved 2018, November 30, from: <https://www.eco-tourism.org.au/assets/Resources-Hub-Indigenous-Tourism/Successful-Tourism-at-Heritage-Places.pdf>
- Brooks, G. (2001), *Heritage at risk from tourism*, retrieved 2018, November 30, from: <https://www.icomos.org/risk/2001/tourism.htm>
- Carlson, M. (2008), Intercultural theory, postcolonial theory, and semiotics: The road not yet taken, *Semiotica*, vol.168-1/4, pp.129-142.
- Connerton, F. (1989), *How societies remember*, Cambridge University Press.
- Crouch, D. (2010), The perpetual performance and emergence of heritage, in: Waterton, E. and Watson, S. (eds.), *Culture, heritage and representation, Perspectives on visibility and the past*, Farnham: Ashgate.
- Edensor, T. (2005), *Industrial ruins: Space aesthetics and materiality*, Oxford: Berg.
- Edwards, E. (2012), Objects of affect: Photography beyond the image, *Annual Review of Anthropology*, vol.41, pp.221-234.
- Fairclough, N. (2008), A dialectical-relational approach to critical discourse analysis in social research, in: Wodak, R. and Meyer, M. (eds.), *Methods of critical discourse analysis*, London: Sage, pp.162-186.
- Fortuna, C. (2013), Heritage, tourism and emotion, *RCCS Annual Review*, vol.5, <http://journals.openedition.org/rccs/498>
- Goodwin, H. (2016), *Responsible tourism: Using tourism for sustainable development*, 2nd ed., Wolvercote: Goodfellow Publishers Limited.
- Harvey, D.C. (2001), Heritage pasts and heritage presents: Temporality, meaning and the scope for heritage studies, *International Journal of Heritage Studies*, vol.7, pp.319-338.
- Hutta, J.S. (2015), The affective life of semiotics, *Geographica Helvetica*, vol.70, pp.295-309.
- ICOMOS (1976), *Charter of Cultural Tourism*. (下間久美子訳『文化的観光の憲章』, retrieved 2018, November 30, from: <http://japan.icomos.org/charters/tourism.pdf>),
- Jafari, J. (2001), The scientification of tourism, in: Smith, V. and Brent, M. (eds.), *Hosts and guests revisited: Tourism issues of the 21st Century*, New York: Cognizant Elmsford.
- Kennedy, D. (2000), A semiotics of critique, *Cardozo Law Review*, vol.22, pp.1147-1189.
- Lohmann, G. and Netto, A.P. (eds.) (2017), *Tourism theory: Concepts, models and systems*, Wallingford: CABI.
- MacCannell, D. (1999), *The tourist: A new theory of leisure class*, University of California Press. (安村克己／高橋雄一郎／堀野正人／遠藤英樹／寺岡伸吾訳『ザ・ツーリスト—高度近代社会の構造分析』学文社)
- Malcolm-Davies, J. (2006), The TALC and heritage sites, in: Butler, R.W. (ed.), *The tourism area life cycle: Applications and modifications*, vol.1, pp.162-180.
- Massumi, B. (2002), *Parables for the virtual: Movement, affect, sensation*, Durham: Duke University Press, retrieved 2017, November 30, from: <https://doi.org/10.1215/0978082233574>
- Nora, F. (1989), Between memory and history, *Les Lieux de Mémoire* (trans. M. Roudebush), vol.26, pp.7-25.
- Pietro, L.D., Mugion, R.G. and Renzi, M.F. (2018), Heritage and identity: Technology, values and visitor experiences, *Journal of Heritage Tourism*, vol.13, pp.97-103.
- Prentice, R. (2003), Revisiting 'heritage: A key sector of the (then) "new" tourism'—out with the 'new' and out with 'heritage'? in: Cooper, C. (ed.), *Classic Reviews in Tourism*, Clevedon: Channel View Publications, pp.164-191.
- Rose, M. (2002), Landscape and labyrinths, *Geoforum*, vol.33, pp.455-467.
- Selby, M. (2010), People-place-ast: The visitor experience of cultural heritage, in: Waterton, E. and Watson, S. (eds.), *Culture, heritage and representation: Perspectives on visibility and the past*, Farnham: Ashgate, pp.39-55.
- Smith, L. and Waterton, E. (2009), *Heritage, communities and archeology*, London: Duckworth Press.
- Smith, S.J. (2016), Book Review: Waterton, E. and Watson, S., *The semiotics of heritage tourism*, in: *Annals of Leisure Research*, vol.19, pp.137-139.
- (2017), *Practical tourism research*, 2nd ed., Wallingford: CABI.
- Sterling, C. (2014), Book Review: Waterton, E. and Watson, S., *The semiotics of heritage tourism*, in: *Review of the Semiotics of Heritage Tourism*, retrieved 2017, November 30, from: <https://pia-journal.co.uk/articles/10.5334/pia.437>
- Threadgold, T. (1986), Semiotics-ideology-language, retrieved 2018, November 30, from: <https://openjournals.library.sydney.edu.au/index.php/SSSC/8765>
- Thrift, N. (2008), *Non-Representational Theory: Space/politics/affect*, London: Routledge.
- Voloshinov, V.N. (1930), *Marxism and the philosophy of language*, trans. by L. Metejka and I.R. Titunik, 1973, N.Y. and London: Seminar Press.
- Waterton, E. and Watson, S. (2014), *The semiotics of heritage tourism*, Clevedon: Channel View Publications.
- 大橋昭一 (2002) 「再帰的近代化の理論の概要—再帰的近代化の経営学のためのテーゼ—」『関西大学・商学論集』47巻4/5合併号、17-34頁
- (2018) 「組織記号論と批判的記号論」『関西大学・商学論集』62巻4号、157-185頁
- (2019a) 『サステイナブル・ツーリズムの研究—根本原理的特色を中心とした考察—』和歌山大学国際観光学研究センター刊
- (2019b) 「最近における記号論拡張の進展過程—ツーリズム記号論基本原理研究の序章—」『和歌山大学・観光学』21号、15-25頁
- (2021) 「スリフトの非表象理論 (NRT) の研究—現代社会をどうとらえるか: 原理論の提起—」『和歌山大学・経済理論』406/407号、17-36頁
- (2023) 「ヘリテイジツーリズムをめぐる近年の諸論調—主としてイギリスの場合についての対照的な2つの主張—」『和歌山大学・経済理論』412号、1-20頁

受理日 2023年12月7日

